

2021年3月1日

学生の皆さんへ

学長 松尾 太加志

新型コロナウイルス感染症対策に伴う「本学の課外活動」の取扱いについて (第9報)

2021年1月13日、福岡県を対象とした緊急事態宣言が発令後、本学では、学生の課外活動の実施について、原則、中止又は延期としていました。

今回の緊急事態宣言が解除された際の「本学の課外活動」の取扱いについて、以下のように定めましたので、通知します。

なお、今後の感染発生状況等により、方針の見直しを行う場合がありますので、本学ホームページ、インフォメーション等を必ず確認の上、最新の情報を入手するよう努めてください。

記

1 課外活動とは

学生が行う全ての課外活動を指します。

具体的には、学友会や各学部自治会、大学祭実行委員会による活動、サークル活動（公認・非公認を問わない）、外部の試験に向けた勉強会などを含みます。

2 活動再開の時期

福岡県を対象とした緊急事態宣言解除後、下記の範囲内で、申請後、許可を受けた場合に活動できることとします。

（※申請後、提出書類を確認し、許可〔または不許可〕の連絡をするまで、状況により、時間を要することがあります。）

また、入学試験等による入構禁止期間や入構禁止場所での活動は原則禁止です。

3 活動の範囲

緊急事態宣言解除後における活動の範囲は下記の通りです。

（緊急事態宣言（2021年1月13日発出）前と同様）

【学 内】

- 課外活動による各キャンパス敷地内及び施設（体育館、武道館、弓道場）への入構及び使用については認める。（※ただし、体育館2Fのトレーニングルームの使用は、トレーニング機器の十分な感染症対策が困難なため禁止する。）
- 本学所有の施設のうち、屋外施設（青嵐グラウンド、日の出グラウンド）の使用は認める。
- 各キャンパスの教室等及びサークル会館の使用については、引き続き検討を続ける。（サークル会館の使用については学生とも協議の上決定する。）

【学 外】（※ひびきのキャンパスが設置されている北九州学術研究都市にある体育館、運動場、テニスコートは学外施設に含む。）

- 感染症対策を十分に行った上での課外活動は認める。

(オンライン上での活動は構わない。)

- 学外の施設を利用する場合は、感染症対策が十分になされた施設であることを確認の上、活動を行う。

【共通事項】

- 卒業祝賀会や懇親会など飲食を伴うイベントや活動は行わない。
- 原則、寝食を共にする合宿形式の宿泊を伴うイベントや活動は行わない。
ただし、公的な大会やイベント等への参加及び運営等のため宿泊をすることが止むを得ない事由がある時は、一定の要件を満たすことを条件とし、申請の上許可された場合に限りこれを認める。

4 課外活動にあたっての注意事項

下記内容の遵守及び確認等を行うことを必須とします。

(1) 事前申請かつ許可制

- (2) 本学の感染防止対策の遵守
- (3) 各活動団体が定めるガイドライン等の遵守
- (4) 国及び地方公共団体の通知等の遵守
- (5) 各活動団体における感染防止対策責任者の選定
- (6) 許可された範囲で、段階を踏んで活動を行うこと
- (7) 学外施設使用の場合は、感染症対策が十分に行われている施設かの確認
- (8) 活動後、報告書の提出

◎課外活動を申請後、許可された場合でも、各自で活動の特性に応じた感染症対策を十分に行うことを心がけてください。(柔道や少林寺拳法など、濃厚な接触が避けられない活動については特に注意を払ってください。)

◎課外活動の実施に伴い、コロナウイルス感染者及び濃厚接触者が確認された場合は、直ちに活動を停止し、大学へ報告を行ってください。

◎なお、いったん課外活動の再開が許可された場合であっても、今後の感染状況の変化や国及び地方公共団体の要請、関係団体・連盟の方針変更等により、当該許可が再び取り消されることがあります。そのときには、学生は速やかに大学の指示に従ってください。

5 活動申請の手続き

- ・詳細については、北九大ポータルサイトのインフォメーションに掲載していますので、確認の上、申請を行ってください。(2020年10月30日掲載)
- ・今回の申請による、活動予定日程は2021年3月31日までとします。
- ・本学の体育館、青嵐グラウンド等の施設は、別途予約が必要です。
- ・武道館及び弓道場を使用する場合は、「使用計画書」を提出してください。

<問い合わせ先> 北九州市立大学
【北方キャンパス】 学生支援課学生係 093-964-4012
【ひびきのキャンパス】 学務課学生係 093-695-3350